

「シンガポール・中国租税条約改正」

- Singapore-China Avoidance of Double Taxation Agreement (DTA) -

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

7月11日、シンガポール内国歳入庁(IRAS)と中国国家税务总局(SAT)は、シンガポール・中国租税条約(※)の改正について基本合意に達したと発表した。新条約案では、シンガポール・中国間での配当及び使用料の支払に関する源泉地国課税(源泉徴収税率)が引き下げられている。

※新条約案は、現行のシンガポール・中国租税条約(1986年署名、その後修正)を改正したもの。

これにより、シンガポール・中国企業が相手国で行う知的財産の貸借及び出資に係わるコストが軽減され、両国間の事業活動が恩恵を受ける。

今後、両国政府内部の手続きを経た後に署名が行われ、外交文書が交換された後、新条約が発効する。新条約による主要改正事項は以下の通り。なお、新条約による税率は新条約が発効した年度の所得から適用される。

1. 「配当及び使用料に対する限度税率の引下げ」

それぞれの国への進出企業が、本国の親会社に配当を支払う場合、現行の源泉地国における課税の税率は、①子会社への出資比率が25%以上の場合は7%、②25%未満の場合は12%であるが、新条約では、①子会社への出資比率が25%以上の場合は5%、②25%未満の場合は10%になる。

使用料を支払う場合、「工業用、商業用、科学機器用の賃料」に対する現行の源泉地国における課税の税率は10%であるが、新条約では、6%に引き下げられる。

【配当、利子及び使用料に対する限度税率の引下げ】

		現行条約	新条約	備考
配当 Dividends	25%以上の出資先	7%	5%	2ポイント軽減
	その他	12%	10%	2ポイント軽減
利子 Interest	政府機関が受け取る場合	0%	0%	変更なし
	銀行、金融機関への支払い	7%	7%	変更なし
	その他	10%	10%	変更なし
使用料 Royalties	工業用、商業用、科学機器用の賃料	10%	6%	4ポイント軽減
	その他	10%	10%	変更なし

(出所)シンガポール政府資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

なお、新条約発効後の源泉税率について「シンガポール・中国間」と「日本・中国間」を比較すると以下の通りである。

【「シンガポール・中国間」(新条約発効後)と「日本・中国間」の源泉税率の比較】

		日本①	シンガポール②	差異(①-②)
配当 Dividends	25%以上の出資先	10%	5%	5ポイント
	その他	10%	10%	0ポイント
利子 Interest	政府機関が受け取る場合	10%	0%	10ポイント
	銀行、金融機関への支払い	10%	7%	3ポイント
	その他	10%	10%	0ポイント
使用料 Royalties	工業用、商業用、科学機器用の賃料	10%	6%	4ポイント
	その他	10%	10%	0ポイント

(出所)シンガポール政府資料等より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

2. キャピタル・ゲインの取扱い

中国国内の会社の株式を売却してキャピタル・ゲインが生じた場合、当該企業の株式の25%以上を売却前の12ヵ月間に保有していた時期があればキャピタル・ゲインに課税する(=売却前12ヵ月間に25%以上の株式を保有していなければ免税)。

《ご参考》本件に関するシンガポール政府ウェブ・サイト

http://www.iras.gov.sg/ESVPortal/other_info/press/singapore-china_dta.asp

<http://www.iras.gov.sg/ESVPortal/resources/singaporechinadta.pdf>

《ご参考》ASEAN・中国関連レポート

AREA Report111 「ASEAN—中国 FTA (ACFTA) の動向」2006年6月8日

《ご参考》租税条約関連レポート

AREA Report110 「インド：日印租税条約改正」2006年6月8日

AREA Report139 「オーストラリア：日豪租税条約改正」2007年8月10日

(本レポートに関するお問合せ先： アジア法人業務部 北村広明)

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-62311786

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。